資料１２

令和８年 10 月 28 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック資源循環促進法（３２条）に基づき
分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について

本資料は協会にプラスチック資源循環促進法（３２条）に基づく分別収集物の再商品化を委託する際の手続きや注意事項について取りまとめたものです。容器包装リサイクル法に関わるプラスチック製容器包装及び白色トレイを協会に委託する際は、資料１「『分別基準適合物の引き取り及び再商品化』の概要（令和９年度版)」をご確認ください。

【用語の定義と区分】

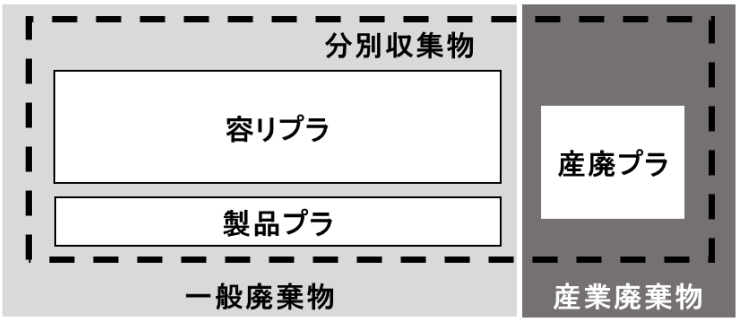
市区町村・一部事務組合（以下、「市町村等」という。）は、プラスチック容器包装廃棄物（容リプラ）と併せて容リプラ以外のプラスチック使用製品廃棄物（製品プラ）を分別収集することができます。また、事業活動に伴って生じるプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第 11 条第２項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるものに限る。）（産廃プラ）を併せて分別収集することができます。

それぞれの定義及び分別収集物のイメージを以下に示します。

容リプラ	プラスチック容器包装廃棄物 容器包装リサイクル法第２条第４項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの（飲料、しょうゆその他容器包装リサイクル法施行規則第４条第５号及び別表第１の７の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件（平成 19 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第３号）第１項各号に掲げる物品であって、同告示第２項の規定に適合するものを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったものを除く。）
製品プラ	プラスチック容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物（廃棄物処理法第２条第２項に規定する一般廃棄物であるものに限る。）
産廃プラ	プラスチック使用製品廃棄物のうち、廃棄物処理法第２条第４項に規定する産業廃棄物であって、廃棄物処理法第 11 条第２項に基づき市町村が処理をその事務として行うことができるもの
製品プラ等	製品プラ及び産廃プラ

なお、プラスチック使用製品廃棄物とは、プラスチック資源循環促進法第２条第３項に規定する、使用済プラスチック使用製品が廃棄物処理法第２条第１項に規定する廃棄物になったもの、をいう。

また、分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別収集することにより得られるものをいう。分別収集物の基準は、市町村が指定法人（協会）にその再商品化を委託する場合（プラスチック資源循環促進法第 32 条及び第 36 条関係)、環境省令第１条で定める基準に適合するものに限る。



（１）契約及び支払い方法

ｱ)製品プラ等に関して、申込時に算出いただいた申込量に基づき協会と市町村等との間で「委託契約書（プラスチック資源循環促進法関係)」（資料 17）を締結いたします(容器包装リサイクル法に基づく容リプラに関しては、これまで通り分別基準適合物の特定事業者負担分に関する「業務実施覚え書き」と市町村負担分に関する「業務実施契約書」をそれぞれ別個に締結いたします。詳細は資料１をご確認ください)。なお、協会に初めて製品プラ等の申し込みをする場合には、契約期間が令和９年４月～令和 10 年３月までのため、その間に住民から収集し分別収集物となったものが再商品化の対象となります。過年度分は引き取ることができませんのでご注意ください。

ｲ)以下の場合は、「変更契約書」を改めて締結いたします。

①契約期中で品質調査により容リプラと製品プラの組成比率の改定が生じた場合

②やむを得ない事情で契約期中に再商品化事業者（運搬事業者含む）が変更となり、契約締結時の落札単価に変動が生じ、協会と市町村等で対応について協議した結果、変更に合意した場合

ｳ)市町村等への請求時期は、従来の容器包装リサイクル法に基づく容リプラの市町村負担分と同じ四半期ごとです。支払い請求書を受理された後 30 日以内にお振り込みいただきます。

例）４～６月引き取り分 → ７月請求 → 30 日以内に振り込み

ｴ)契約初年度の第１四半期、第２四半期は契約締結時の組成比率に応じて請求を行いますが、協会の品質調査により組成比率の改定が生じた場合には、第３四半期、第４四半期は変更後の組成比率に基づき請求を行います。前記の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となります。契約初年度の下期から引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が変更となる場合があります。詳細については「令和９年度申込時における品質調査（組成調査）の実施について」（資料 14）をご確認ください。

ｵ)当面は四半期ごとに請求を行いますが、今後製品プラ等の引取量が大きく増え、協会の資金繰りに影響が出るような場合には、四半期請求を見直す場合があります。その際は、あらかじめ書面にてお知らせしますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

（２）市町村等への資金拠出

ｱ)プラスチック資源循環促進法（３２条）に基づく分別収集物において、容器包装リサイクル法第１０条の２に基づき算定される市町村に対する金銭の支払（合理化拠出金）の算定にあたっては、引き続き容リプラの再商品化費用（特定事業者負担分に限る）のみが対象となります。

（３）引き取りを行う量

ｱ)正式申込みは、市町村等との契約や特定事業者等の再商品化実施委託料金算定の基礎になるばかりでなく、それを前提として再商品化事業者の入札選定が行われ、再商品化事業者の年間事業内容が決定されますので、施設の故障又は市町村合併に伴う収集体制の変更等により、正式申込み量と実際の引き渡し量に大幅な乖離（目安は年間で 10%以上又は 1,000 トン以上の増減）が見込まれる場合には、速やかに書面にてその理由と見込み量を協会宛にお知らせ願います。その連絡をふまえ、必要に応じて市町村等と協会との間で協議を行ったうえで、協会としての対応を判断いたします。

ｲ)市町村等がｱ)の連絡を怠った場合、又は再商品化事業者決定後に申込みの撤回があった場合には、協会は次年度の引き取りをお断りすることができるものとします。ただし、その原因が独自処理や第三者への引き渡しによる場合には、協会は次年度及び次々年度の引き取りをお断りする

ことができるものとします。契約書調印後に関しましても、同様の理由による契約違反に対しては同じ対応とさせていただきます。

ｳ)容リプラを含む全国の市町村等の引き渡し総量が全国再商品化事業者の再商品化処理能力を上回ることが見込まれる場合は、市町村等及び主務省へ報告し、協議のうえ、対応を行うものとします。

なお、容器包装リサイクル法に基づく容リプラの「引き取りを行う量」については資料１をご確認ください。

（４）市町村等が負担する再商品化費用について

ｱ)協会にお申込みいただく場合、市町村等が負担する再商品化費用は以下のとおりです。

①製品プラ等の再商品化に係る費用

②容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）（※1）の再商品化に係る費用

（市町村負担分を申込まない場合は発生しません。）

（※1）小規模事業者分（市町村負担分）の詳細は資料１の「１．契約及び支払い方法」をご覧ください。

ｲ)製品プラ等の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出されます。

市町村委託単価（再商品化事業者の落札単価＋協会経費（※2）単価）×引き渡し実績量（※3）

（※2）協会経費負担の考え方は「プラスチック資源循環法（３２条）による再商品化委託で市町村等が負担する費用について」（資料 18）をご参照ください。

（※3）引き渡し実績量（製品プラ等）のうち、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量、製品プラは（引き渡し総量－産廃プラ）×製品プラ組成比率により計算された量となります。

ｳ)容リプラのうち小規模事業者分（市町村負担分）の再商品化に係る費用は以下の計算式で算出されます。

分別基準適合物（容リプラ）で定めた再商品化実施委託単価×（引き渡し総量－産廃プラ）×容リプラ組成比率 ×市町村負担比率

ｴ) ｲ)の製品プラ等の再商品化に係る費用について、初年度は、協会が実施する品質調査により製品プラの組成比率に変動があった場合、下期において負担額が変動（増減）します（契約初年度の上期に引き渡しがあった場合）。また、年間の引き渡し総量の変動や期中における再商品化事業者の変更による負担額の変動（増減）等がありますので、予算確保にあたってはご留意ください。

（５）製品プラ等の協会経費単価

令和９年度の数値は以下のとおりです。

	令和９年度	
製品プラ等の協会経費単価	●●●円/t	●●円／kg

※製品プラ等の再商品化に係る費用のうち、製品プラ等の再商品化事業者の落札単価については入札で決定するため、ここでは表記しておりません。２月下旬に落札結果として通知いたします。

※容リプラの再商品化実施委託単価・特定事業者責任比率及び市町村負担比率は資料１をご確認ください。

（6）引き取り条件

【分別基準の運用】

ｱ)市町村等は環境省が定めた「分別収集物の基準」や「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和４年１月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）（以下、「分別収集の手引き」という。）」等を参照し、プラスチック資源循環促進法第３１条第１号の規定に基づき「プラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準」を策定し、住民へ普及啓発を行い、分別収集物を中間処理（選別・梱包・保管）し、「令和８年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（分別収集物）」（資料 13）（以下、「引き取り品質ガイドライン」という。）を基準として協会への引き渡しを行うようご準備をお願いします。

ｲ)リチウムイオン蓄電池等、発火危険物の混入により再生処理事業者の保管施設や再生処理施設等で火災事故が発生するトラブルが例年多発しております。市町村等の責任において、リチウムイオン電池を含む電池類、ライター等の発火するおそれがある危険物をベールに混入させないよう、普及啓発や選別等を実施してください。該当市町村等へ改善を繰り返し要請したにもかかわらず、改善がなされない場合は、お引き取りを中止させていただく、又は次年度の引き取りをお断りさせていただく場合があります。

ｳ)「引き取り品質ガイドライン」を満たしていない物については、再商品化施設に支障をきたしたり、再選別コストがかかったりする可能性があるため、速やかに品質改善していただくことになります。

ｴ)品質改善について、本来は、市町村等及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率よく進めるために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整をしていただきます。

ｵ)そのうえで、調整が困難な場合のみ、市町村等と協会の間で協議を行います。その結果として、品質改善が行われない場合には、引き取りをお断りすることがあります。

【安全管理責任】

ｶ)市町村等には、再商品化事業者における安全、衛生上の事故を防止するために、危険物や感染性廃棄物が混入しないよう努めていただきます。

【引き取り単位及び頻度】

ｷ)分別収集物に求められる重量は 10 トン車１台程度ですので、指定の保管施設に保管された分別収集物は、10 トン車１台程度を引き取り単位として、再商品化事業者が引き取ります（ただし、実際の積載量は６トン前後（※）となります)。

（※）暫定的に従来水準（容リのみ）と同等に設定しています。今後、実態を踏まえて目安範囲を変更することがあります。

また、保管施設のスペースや道路の幅等の都合で 10 トン車での引き取りができない場合は、10 トン車以外での引き取りも可能です。

なお、日常的な引き取りについて、市町村等からの引き渡し依頼があってから、２週間以内を目途に、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

ｸ)ただし、年間の分別収集量が 10 トン車１台程度に満たない場合においても、協会は、原則として、年１回引き取りを行うよう努力します。

ｹ)協会は、非効率的な輸送を避けるため、市町村等から引き取りの申込みを受ける際に、「分別収集物の引き渡し申込書」により、引き渡し希望頻度を提示していただき、可能な限り市町村等の希望に添った対応を実施します。

ｺ)離島においても、通常の場合と同様に、本欄に記載したとおり引き取りを行います。

【指定保管施設】

ｻ)分別収集物の保管及び受け渡し施設は、容器包装リサイクル法に則り主務大臣より指定を受けた指定保管施設であることが必要です。詳細については、環境省から通知される文書の保管施設指

定に関する部分を参照してください。なお、協会に事前の連絡なく、指定保管施設を変更された場合には、協会に対して当該変更に関して合理的な理由を記載した書面を提出していただきます。協会がその理由に合理性がないと判断した場合は、次年度において引き取りができないことがあります。

また、入札の開札後に、指定保管施設を変更されることにより、落札した再商品化事業者の引取運搬費が増加する場合には、市町村等に増額費用のご負担をお願いすることがありますので、ご留意ください。

【指定保管場所での積み込み責任】

ｼ) 協会は、市町村等から引き渡し依頼を受ける際に「分別収集物の引き渡し申込書」により、積み込み用機材の有無の確認を行い、それに基づいて再商品化事業者の入札を受け、選定を行います。

ｽ) 当該分別収集物を 10 トン車に積み込むための積み込み用機材の整備、及び積み込み作業について、市町村等と再商品化事業者が協力し合い、両者間の協議に基づいて取り決めていただきます。

【引き取り量の確認】

ｾ) 協会は、実績に応じてお支払いいただくために、また再商品化事業者へ再商品化実施費用を毎月実績に応じて支払うために、市町村等並びに再商品化事業者双方からの月次報告を受けて実績を把握します。

ｿ) 市町村等が協会に対して実態と異なる引き渡し数量を報告した場合、協会は市町村等との契約を解除し当該年度の引き取りを停止するとともに、翌年度の引き取りをお断りする場合があります。

【残さの処理】

ﾀ) 分別収集物には、何らかの不純物が混入し、残さが排出されることが見込まれます。協会が引き取った後の残さの処理については、日常的には、再商品化事業者が処理を行いますが、市町村等は、残さが発生しないように「分別収集の手引き」や「引き取り品質ガイドライン」を基準として、分別収集をお願いいたします。

（７）分別収集物の保管及び引き取り

【ごみ袋の破袋】

ｱ)「引き取り品質ガイドライン」を満たすためには、消費者が排出したごみ袋を破袋し、中の異物が除かれている必要があります。ごみ袋の破袋がされていないベールは、引き取ることはできません。

【１保管施設から複数事業者が引き取る場合】

ｲ) １つの保管施設を複数の事業者が落札した場合は、実際の保管施設で引き取るべき総量を各事業者の落札量により比例配分して引き取ることとします。

複数落札事業者への引き渡し頻度は原則、毎月均等にお願いいたします。上期・下期のみといった偏った引き渡しは行わないようにお願いいたします。

【「粉砕品・溶融品」の取扱い】

ｳ)「粉砕・溶融」は、法律で規定している「圧縮」には該当しないため、「粉砕品・溶融品」は、分別収集物の基準を満たすとは見なされませんので、引き取りを行いません。

（８）市町村等による品質調査（組成調査）の実施

ｱ) 令和９年度から分別収集物を申込む場合、引き渡し予定の保管施設ごとに容リプラ、製品プラのそれぞれの割合や、自らのベールの品質等を明確にするため、市町村等は必ず品質調査（組成調査）を実施していただく必要があります。品質調査（組成調査）の詳細については、資料 14 を参考に実施してください。

ｲ) 品質調査（組成調査）は、容リプラ、製品プラ、産廃プラを一括してベールにして協会へ引き渡

す場合において、特定事業者と市町村等の再商品化費用の負担割合を明確にするために必須の申込要件です。容リプラ、製品プラは品質調査（組成調査）で組成比率を算出することにより重量を把握する一方、産廃プラは市町村等が排出事業者から引き取った量（重量測定に基づく）で把握していただきます。

産廃プラの重量測定に基づく量の把握に関してご不明な場合は環境省(※)にご相談ください。なお、市町村等が負担する再商品化費用については資料 18 をご参照ください。

ｳ) 事前に実施した品質調査（組成調査）に基づき、容リプラ、製品プラ、異物の秤量値から算出された容リプラと製品プラの組成比率をもとに申込量を記載していただき、品質調査（組成調査）の結果を資料 14 の参考資料⑥「市町村による分別収集物の品質評価記録書」（以下、「記録書」という。）に記入し、申込締切までに当協会に提出する必要があります。

記録書の提出については本申込をオンラインで行う場合と、郵送（紙申込）で行う場合で異なります

・オンラインで申込みを行う場合
記録書を PDF に変換し、以下のメールアドレスに送付してください。

送付先アドレス：plastic@jcpra.or.jp
メールの題名　：令和９年度分別収集物の品質調査結果の提出
メールの宛先　：(公財) 日本容器包装リサイクル協会　プラスチック容器事業部 宛

・郵送で申込みを行う場合（紙申込）
申込書類一式の送付の際、記録書を同封してください。

ｴ) 申込締切までに記録書の提出がない場合は申込むことはできません。

ｵ) 令和８年度に分別収集物の申込みがある市町村は記録書の提出は不要です。

（※）【環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 】ＴＥＬ:03-5501-3153

（9）容リプラと製品プラの組成比率の改定

ｱ) 製品プラを初めて申込み・契約した契約初年度に限り、契約締結時は申込みいただいた時点での容リプラと製品プラの比率で契約を締結いたします。ただし、初年度４月から９月までの期間を目安に協会で容リプラ、製品プラの比率を確認するために品質調査（組成調査）を実施し、その結果、契約締結時の比率が変動し改定する必要性が生じた場合には期中で組成比率を改定、下期（10 月～翌年３月）より適用し、「変更契約書」を改めて締結いたします（改定の必要性が生じない場合は、そのままの契約となります)。

ｲ) なお、契約初年度の下期に適用された組成比率は、市町村等が次年度も申込みを継続する場合、次年度申込み時の組成比率として適用され、その比率で１年間契約することになります。

例）令和９年度契約締結⇒契約初年度は申込時点の組成比率を適用（上期のベール品質調査結果で組成比率が変動して改定する必要がある場合は下期から変更)、令和 10 年度も契約締結⇒契約２年目となり、初年度に実施したベール品質調査の結果による組成比率が２年目に適用。令和 11 年度は申込みが令和 10 年 10 月のため、令和９年度下期のベール品質調査による組成比率と令和 10 年度上期のベール品質調査による組成比率の平均値が適用。

ｳ) 上記ｱ) ｲ) の内容は契約初年度の上期から引き渡しがあった場合となりますが、契約初年度の下期からの引き渡し開始等によって組成比率の改定時期が異なる場合があります。詳細については資料 14 をご確認ください。

(10) 製品プラ等の入札における上限価格の設定

ｱ)再商品化を実施する再商品化事業者は、保管施設ごとに一般競争入札により決定します。製品プラ等については、その費用負担者である市町村・一部事務組合が製品プラ等の上限価格を設定することができます（製品プラと産廃プラの入札価格は同一とします)。

ｲ)製品プラ等を申し込んだ市町村等に対し、12 月上旬に上限価格の設定及び指名競争入札移行時の対応方法の回答についてご連絡します（申込時の方法によりオンライン又は郵送で連絡)。
回答期限は、令和９年１月８日(金)です。

ｳ)回答は、上限価格の設定の有無及び上限価格の記入の他、一般競争入札で再商品化事業者が決まらない場合は、指名競争入札を行うため、次に示す事項をあらかじめ市町村等に選択していただくことになります。

①指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」のみを協会に引き渡す。製品プラ等は、引き渡しを辞退する。

②指名競争入札においても通常入札の上限価格を適用し、上限価格を超えた場合は、「容リプラ」も含めて全ての引き渡しを辞退する。

③指名競争入札においては、上限価格を設定せず、決定した単価で契約する。

入札選定や上限価格の設定に関しては「分別収集物の入札選定における市町村・一部事務組合による製品プラ・産廃プラの上限価格及び指名競争入札移行時の選択肢について」（資料 15）をご参照ください。

(11) 産廃プラの再商品化を委託する場合の注意事項

ｱ)再生処理事業者に引き渡すベールのうち、産廃プラの重量分については、廃棄物処理法に基づいて再生処理事業者、運搬事業者に対してマニフェストを発行し、管理する必要があります。マニフェストの発行・管理については個別に環境省（※）までお問い合わせください。
詳細については「産廃プラの委託において市町村が対応すべき事項」（資料 16）をご確認ください。

（※)【環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室 】ＴＥＬ:03-5501-3153

(12) 分別収集物を申込む際の注意点（資料 12 の参考資料④)

令和５年４月よりプラ法における分別収集物の引き渡しが開始となりましたが、トラブルが発生している事例もあり、当協会の再商品化業務に影響が出ております。当協会に分別収集物を申込む市町村・一部事務組合において特に対応が必要なご注意点（１）～（６）について、別添：資料 12 の参考資料④にまとめておりますので、ご確認をお願いします。

（１）市町村等による品質調査の実施
（２）製品プラの収集品目の選定
（３）中間処理施設の管理
（４）市民啓発の実施
（５）中間処理施設での禁忌品及び異物の除去
（６）ベール結束材について

(13) 本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合の調整

ｱ)本資料に記載された手続き等の運用に問題が生じた場合は、本来は、市町村等及び協会で協議のうえ決定すべきですが、業務を効率化するために、日常的には、市町村等と再商品化事業者の間で調整していただき、調整が困難な場合のみ、協会が調整を行うこととといたします。

(14) 環境省のプラスチック資源循環促進法関連資料について（ご参考）

各種資料が特設サイト（https://plastic-circulation.env.go.jp/）に掲載されております。併せてご確認ください。

① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について（令和４年４月１日付環循総発第 2204016 号環境省環境再生・資源循環局長通知）
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/sekotuchi.pdf

②プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（令和４年１月 環境省 環境再生・資源循環局 リサイクル推進室）
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_bunbetsusyusyu.pdf

③再商品化計画の認定申請の手引き（令和４年３月）
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei.pdf

以上

【今後のスケジュール】

令和8年度

	今後の主なスケジュール	製品プラ等特記事項
		※11月までに品質調査を実施し、その結果概要を申込締切までに当協会へ提出する（産廃プラを申込む場合は原則市町村等が排出事業者から引き取った量とする）。
10月	28日　令和9年度市町村等からの引き渡し・再商品化に関する申込書類発送	※市町村が負担するコストは以下の3つ ①容器包装リサイクル法に基づく小規模事業者分（再商品化実施委託単価） ②製品プラ等の処理コスト ③製品プラ等の処理に係る協会経費 ※①③は11月初旬に通知予定。
11月 12月 1月	9、10 日　市町村説明会 18 日　市町村等からの申込締切（品質調査結果概要の提出） 上旬　市町村等からの申込みに対して承諾書を発行 中旬　再商品化事業者向け入札説明会 12月下旬～1月中旬　入札期間 1月中旬～2月下旬　落札選定期間	※製品プラ等の処理コストは入札によって決まるが、市町村等は上限価格を設定できる。 ※入札期間、落札事業者の通知の時期は変更の可能性あり。
2月	下旬　市町村等へ落札事業者の通知	②製品プラ等の処理コスト通知
3月	中旬　引き渡し・再商品化に関する具体的業務手順書類を発送 下旬　市町村等へ契約書の送付	

令和9年度

4月		4月中　契約締結（4月から引き渡し・再商品化の実施）
5月	原則毎月5日に引き渡し実績量報告（産廃プラは原則市町村等が排出事業者から引き取った量）	
7月	5日（6月分の実績報告）の報告で第1四半期の数量が確定 下旬　第1四半期の請求書（容リ分・製品プラ等分）発送	
8月	下旬　第1四半期分の支払期限	
10月	4～9月に当協会で品質調査を実施 契約初年度の市町村は契約時の組成比率と4～9月の品質調査で得られた組成比率に差がある場合は、第3四半期（10～12月）の支払より協会が調査することで得られた組成比率を適用される。 （以下省略）	※2年度目は初年度に当協会が実施した品質調査の組成比率を適用する。

参考資料 ④

令和８年 10 月 28 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和９年度　分別収集物を申込む際の注意点とトラブル事例

当協会では、令和５年度より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32 条に基づいた再商品化業務を開始しておりますが、お申込み時までに実施が必須である事前の品質調査の実施について、製品プラの費用負担について、期中での組成比率変更について等お問い合わせを多くいただいております。また、過去に一部の市町村等で引き渡しに関するトラブルが発生し、再商品化業務に多大な影響を与える事態がございました。以下にて、市町村等に実施していただく事項及び過去に発生したトラブルの詳細をまとめておりますので、分別収集物を当協会に申込む予定の市町村等においては必ず内容をご確認のうえ、対策をお願いいたします。

なお、当協会では市町村等でトラブルが発生した場合、改善計画書を提出していただき、改善計画書の内容が確実に実施されているかを確認します。改善の見込みがないと判断した場合は、業務委託契約書や委託契約書に基づき、当年度中の引き取りの留保及び次年度以降の申込みをお断りする場合がございます。

１．市町村等に実施していただく事項

（１）市町村等による事前の品質調査の実施

令和９年度以降に新規で分別収集物を申込む場合は、事前の品質調査(組成調査)の実施が必須となっております。この事前の品質調査記録書は 11 月 18 日（水）までに当協会にお送りいただきます。詳細は資料 14 をご確認ください。

なお、お申込みの内容と異なる組成調査（例：可燃物や不燃物に含まれる製品プラ量の調査結果の転用）は認められませんので、ご注意ください。

品質調査の実施は、組成比率の把握だけでなく、異物や禁忌品の混入状況を把握し、今後の市民啓発や中間処理での対策を実施するうえでも有効な方法となります。実際の一括収集や引き渡しを想定した調査の実施をお願いいたします。

（２）製品プラの収集品目の選定

製品プラの収集品目を選定するにあたり、環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を参考にすることになりますが、手引きにある「含めてはいけないもの」の混入防止について充分な啓発を行っていただくとともに、住民の排出状況や中間処理施設での選別状況を踏まえ、収集品目は慎重に決定してください。

特に、収集対象をプラ 100%のものに限定せず、玩具や一部金属が付属しているプラスチック製品等「原材料の大部分がプラスチックであるもの」を収集対象としている場合は、リチウムイオン電池を含む電子機器等や、金属等の異物が増加する可能性があります。近年、リチウムイオン電池等の混入による発煙・発火事故も多く発生しておりますので、住民への啓発及び中間処理施設での禁忌品含む異物の除去をお願いいたします。

リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止が徹底できない場合は、対応策として「原材料の全部（100%）がプラスチック製のもの」だけを収集対象にすることや、「リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵製品のごみステーションでの分別収集」等をご検討ください。

（3）中間処理施設の管理

中間処理施設では、分別収集物の選別及び保管を適正に行い、適切に処理がされているか市町村等自ら管理してください。特に、中間処理施設が他の市町村等と同じ施設で中間処理・保管を行う場合、他市町村の収集されたプラスチックや出来上がったベールが混入しないよう中間処理を行う日を分ける、出来上がったベールに目印をつける、出来上がったベールの置き場所を分けるといった区分け処理・区分け保管の徹底をして、引き渡すベールに間違いが発生しないよう対応してください。

また、市町村等は中間処理施設の能力（適切に選別をされたベールを作ることが可能な能力）を把握し、収集する分別収集物の量が中間処理施設の能力を上回る場合は、処理が可能な中間処理施設への変更や中間処理施設の追加を実施してください（例えば、処理能力が 1,000ｔの中間処理施設が 2,000ｔを処理することになった場合、能力不足により、適正な選別や管理がされていない状態でベールを再生処理事業者に引き渡した場合、異物の増加や、引き渡しベールの間違いが発生する恐れがあります)。

特に中間処理施設を委託しており、且つ複数の市町村の中間処理を実施している場合、年度ごとの契約によって中間処理を実施する市町村数が増減する可能性があります。必ず該当の中間処理施設の委託量を確認し、委託量が処理量を超える場合は、委託をした市町村間で委託量が処理量に収まるよう調整をしてください。

更に、運搬事業者を長時間待機の防止や、複数の再生処理業者が落札した場合の振り分けに乖離がでないよう、引き渡しに関する管理業務を中間処理施設に一任するのではなく、市町村等の担当者が自ら管理し、中間処理施設、再生処理事業者と連携して業務を実施してください。

（4）市民啓発の実施

ホームページや広報誌での周知や説明会の実施等、効果的な住民啓発を実施し、リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の混入防止に努めていただくようお願いします。

住民が排出した禁忌品を、中間処理施設で全て除去することはできません。効果的な住民への啓発を実施し、禁忌品を排出しないような対策を実施してください。

なお、当協会のホームページに、リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止事例集やポスター・チラシのデータ、YouTube 動画等をご用意しておりますので、是非ご活用ください。

容リ協会ホームページ：https://www.jcpra.or.jp

（5）中間処理施設での禁忌品及び異物の除去

リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の除去を徹底してください。

また、住民からのプラスチックの収集量と中間処理施設で出来上がった分別収集物の量から、残渣率の平均値を把握する等、中間処理施設で適正な異物除去が実施されているか管理してください。平均値を下回るようであれば、選別が行き届いていない場合があります。日頃より、適正な異物除去に関する管理をお願いいたします。

（6）ベール結束材について

資料 13 に記載のとおり、ベールの結束材は PP バンド等のプラスチック製のバンドを推奨しており、番線は安全上好ましくありません。再生処理事業者の工程上、番線のベールが引き受けできない施設もあるため、入札選定において落札事業者が決まらない可能性がありますのでご留意ください。

トラブルなく引き渡しが開始できるモデル事例として、上記の対策を実施したうえで、一部地域で実証試験を開始し、試験期間中に品質調査を実施してから当協会に申込みすることを推奨しております。

予算請求等の準備を勘案すると、当協会に申込むまでに約２年かかる場合も想定されますので、スケジュールに余裕を持ち、十分準備をしたうえで当協会に申込むようお願いいたします。

２．過去に発生したトラブル事例

（１）引き渡しベールの間違い

複数の市町村等の中間処理を行っている施設において、A市（容リ法における容リプラのみ）を落札している再生処理事業者に誤ってB市（プラ法における分別収集物）のベールを引き渡してしまった。誤って引き渡したB市のベールは、中間処理前のベールであったため、中に入っていた金属の棒等の異物によって、再生処理事業者の破砕機が損傷する事態が発生しました。

（２）引き渡されたベールへの異物・禁忌品の混入、及び発煙・発火トラブルの発生

再生処理事業者の施設でリチウムイオン電池を含む電子機器等が原因で発煙・発火トラブルが発生しました。また、靴底、金属片等の異物が多数検出されました。

（３）指定保管施設ではない場所での引き渡し

当協会の契約では「指定保管施設で引き取ること」となっておりますが、実際にはお申込みの際に指定保管施設とは別の倉庫で引き渡しがされていました。

（４）運搬及び引き渡し量に関するトラブル

①落札事業者間の不適正な引き渡し配分

落札の結果によって、１つの保管施設を複数の再生処理事業者が落札した場合は、落札量に応じた割合で毎月均等に案分して引き渡すことが必要となりますが、落札量に応じた配分ができておらず、偏った引渡しとなっていました。

②ベールを引き取りに行った運搬事業者の長時間待機

ベールを引き取る際、運搬事業者が長時間待たされることが度々発生し、最長で 13 時間待機させられることもありました。

③引き取りの直前の追加、キャンセル

引き取り日の前日等の直前に引き取りを実施する運搬車両の追加やキャンセルが度々発生しました。

④トラックへの積込量不足

通常 10ｔ車に 32 ベールを積載するところ、半分の 16 ベールしか積まれませんでした。

上記①～④のような状況が発生した場合、再生処理事業者は運搬事業者の配車計画や人員の配置等を含めた操業計画通りの操業が困難となり、また、運搬事業者にその保管施設からの引き取りを断られてしまい、引き取りができなくなる可能性もあります。

以上のようなトラブルが発生した原因として、禁忌品混入防止対策（住民への啓発や中間処理施設での除去）が不十分であったこと、また中間処理施設への管理そのものが不十分であったことが原因であると考えられます。特に、分別収集物を引き渡す場合、禁忌品を含む異物が増加する可能性がありますので、従来の容リプラを引き渡す以上の対策、管理をお願いいたします。

以上

参考資料⑤

環循総発第 2404252 号
令和６年４月 25 日

都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
総務課容器包装・プラスチック資源循環室長

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）

日頃より、循環型社会や脱炭素社会の実現、海洋プラスチック問題の解決などに向けて、各都道府県及び市区町村（一部事務組合等を含む、以下同じ。）においてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に向けた取組を推進いただき、心より御礼を申し上げます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号、以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行から２年が経過し、令和６年度末には、プラスチック資源循環促進法に基づき、容器包装のみならず製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施する市区町村数は約 100 となる見込みです。こうした先駆的な市区町村の取組によりプラスチックの資源循環が進展しているものと考えています。

さて、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集量が拡大していることも背景として、市区町村による選別・圧縮・梱包等の中間処理段階での不適正な処理等が散見されます。これらの事案を教訓として、適正な中間処理及び再商品化の実施に向け留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、管下市区町村に速やかに伝達いただくとともに、取組の徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１．　不適正事案の概要

令和５年４月にある市区町村が引き渡した廃プラスチックベールを、再商品化事業者が施設内設備に投入したところ、金属の棒（直径３センチ、長さ 30 センチ程度）の混入により破砕機の刃が破損する事故がありました。同ベールには、引取り予定の市区町村とは異なる市区町村の指定収集袋が未破袋で入って

いたほか、異物も多く検出されました。また、他の再商品化事業者では、ベール内へのリチウム電池内蔵製品の混入による発煙トラブルも発生しました。

本事案の原因としては、中間処理事業者が複数の市区町村から中間処理の委託をされており、自ら管理できる量を超えて処理を実施していたこと、市区町村による監督が十分ではなかったこと等が挙げられ、異物の除去や市区町村ごとの適切な管理が徹底されていなかったと考えられます。

２．　適正な中間処理及び再商品化の確保に向けたポイント

プラスチック使用製品廃棄物を新たに分別収集するなど分別収集量の拡大を図る際には、

（１）自ら又は委託先を確保して中間処理を行い、再商品化事業者に引き渡す方法、

（２）プラスチック資源循環促進法第 33 条に基づく再商品化計画の認定を活用することで、市区町村による中間処理工程の一体化・合理化を行い、直接再商品化事業者に廃プラスチックを運搬し、再商品化する方法

のいずれかが選択肢となります。中間処理や再商品化を適正に行うために留意いただきたい事項をそれぞれ以下のとおりまとめましたので、業務の実施に当たって参考としてください。

（１）自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合

自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合には、以下の点に留意して適切に中間処理を実施してください。新たな中間処理事業者への委託や中間処理委託量の変更等、これまでと異なる対応を行う場合には、中間処理事業者と綿密に連携を取り、事業が安定するまで丁寧に指導を行うことも重要です。

①中間処理事業者の確保

・短期的に適切な中間処理事業者が確保できない場合は、委託予算の積増し、自区内での中間処理業者の誘致等の対応策も検討すること。なお、民間事業者に対するリサイクル設備の導入補助事業等の財政支援措置の活用も考えられるので、環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室まで御相談ください。

・中間処理事業者の選定に当たっては、機器の処理能力のみならず、ベールの保管場所や運搬車の引渡し場所及び待機スペース等を確認すること。また、廃プラスチック以外の資源を扱う事業者の場合は、他の資源の動線や保管場所もあわせて確認すること。

・市区町村が委託する中間処理事業者に関して、その中間処理事業者が複数

の市区町村の委託を受け中間処理を行う場合は、各市区町村からの受入量を中間処理事業者とともに確認をし、無理のない受入量となっているかどうかを確認すること。

・市区町村と中間処理事業者の委託契約後に新たに処理の委託を受けた結果、中間処理事業者の管理能力を超え円滑な処理に支障を来す可能性が考えられる。そのため、中間処理事業が新たな委託契約を結ぶ際には、事前に市区町村に相談・連絡する等の取決めを結ぶこと。

②中間処理の運用面での対応

・中間処理事業者により異物の除去や廃プラスチックベールの適切な管理が行われるよう、監督を行うこと。なお、抜き打ちで中間処理事業者の立入検査を実施することも考えられる。

・中間処理事業者において、複数の市区町村の中間処理・保管を行っている場合には、市区町村及び工程（処理前・処理後等）ごとに保管場所や処理ラインを分ける等の対策を行うこと。なお、市区町村や工程ごとに色の異なるビニールひもをベールに巻き、区別しやすくする方法等をあわせて実施すること。

・各自治体から中間処理事業者への引渡し量の時期的な変動があること（特に年始は回収量が増加する傾向がある。）を前提に、事前に中間処理事業者と調整の上、年間の処理・保管等に係る計画を作成すること。

（２）プラスチック資源循環促進法第 33 条に基づく再商品化計画の認定を活用する場合

認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要があります。

特に、再商品化事業者にリチウムイオン電池等の再商品化を著しく阻害するものの混入する可能性を低減するため、市区町村による市民への異物混入防止に向けた周知・啓発の強化、収集段階での除去等の対策の実施、再商品化事業者による異物選別の強化等、市区町村と再商品化事業者でよく連携し、対応を検討してください。

再商品化計画の認定の申請を行う場合、申請書類の事前相談等を完了させた上で、下記期日を目途に申請が必要となります。計画開始までは１年以上かかりますので、早めに検討を開始していただき、不明点等があれば環境省各地方環境事務所資源循環課まで御相談ください。

	再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者の場合	再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者ではない場合
分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含む場合	再商品化計画を開始する前年度の６月末	再商品化計画を開始する前年度の６月末
分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含まない場合	再商品化計画を開始する前年度の６月末	再商品化計画を開始する日の３ヶ月前

なお、再商品化計画の申請等に関して、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和５年１月）[1]」に詳細を記載していますので、そちらも御参照ください。

以上

＜連絡先＞
環境省 環境再生・資源循環局
資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室
電話：03-5501-3153
メール：plastic-circulation@env.go.jp
容リ法担当：内田、牧
プラ法担当：瀬口、島居

1 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和５年１月）」の掲載ページ
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinka_ninteishinsei_1.1_.pdf